

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項に基づくクロスボウ射撃資格の認定に係る審査基準新旧対照表

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新																																								
審査基準 令和4年3月15日作成 <table> <tr> <td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令</td><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令</td></tr> <tr> <td>根拠条項：第<u>24</u>条第2項</td><td>根拠条項：第<u>31</u>条第2項</td></tr> <tr> <td>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間</td><td>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間</td></tr> <tr> <td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr> <tr> <td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第<u>24</u>条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）</td><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第<u>31</u>条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）</td></tr> <tr> <td>審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。</td><td>審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。</td></tr> <tr> <td>標準処理期間：2日</td><td>標準処理期間：2日</td></tr> <tr> <td>申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</td><td>申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</td></tr> <tr> <td>問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</td><td>問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</td></tr> <tr> <td>備考：</td><td>備考：</td></tr> </table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令	根拠条項：第 <u>24</u> 条第2項	根拠条項：第 <u>31</u> 条第2項	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>24</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>31</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	標準処理期間：2日	標準処理期間：2日	申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	備考：	備考：	審査基準 令和7年3月1日作成 <table> <tr> <td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令</td><td>法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令</td></tr> <tr> <td>根拠条項：第<u>31</u>条第2項</td><td>根拠条項：第<u>31</u>条第2項</td></tr> <tr> <td>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間</td><td>処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間</td></tr> <tr> <td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td><td>原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td></tr> <tr> <td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第<u>31</u>条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）</td><td>法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第<u>31</u>条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）</td></tr> <tr> <td>審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。</td><td>審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。</td></tr> <tr> <td>標準処理期間：2日</td><td>標準処理期間：2日</td></tr> <tr> <td>申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</td><td>申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課</td></tr> <tr> <td>問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</td><td>問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</td></tr> <tr> <td>備考：</td><td>備考：</td></tr> </table>	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令	根拠条項：第 <u>31</u> 条第2項	根拠条項：第 <u>31</u> 条第2項	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>31</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>31</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	標準処理期間：2日	標準処理期間：2日	申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	備考：	備考：
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令																																								
根拠条項：第 <u>24</u> 条第2項	根拠条項：第 <u>31</u> 条第2項																																								
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間																																								
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会																																								
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>24</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>31</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）																																								
審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。																																								
標準処理期間：2日	標準処理期間：2日																																								
申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課																																								
問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177																																								
備考：	備考：																																								
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法施行令																																								
根拠条項：第 <u>31</u> 条第2項	根拠条項：第 <u>31</u> 条第2項																																								
処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間	処分の概要：国際競技に参加する外国人に対する許可の期間																																								
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会																																								
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>31</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 <u>31</u> 条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第30条（許可の期間の延長）																																								
審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。	審査基準： 当該外国人の参加に係る国際競技の日程変更等の理由により、許可の期間を超えて当該銃砲等又は刀剣類を所持する必要がある場合に、許可の期間を延長する。																																								
標準処理期間：2日	標準処理期間：2日																																								
申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課	申請先：上陸地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課																																								
問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	問合せ先：上陸地若しくは法人の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177																																								
備考：	備考：																																								